

## ～建設汚泥受入条件および受入要領～

1. 建設汚泥を中間処理するにあたり、下記の条件を満たす汚泥のみを受入致します。

- ・ 金属くず、ガラス、ガレキ等、異物が混入していない汚泥。
- ・ 油汚染のされていない建設汚泥。
- ・ 排出場所および排出事業者、収集運搬業者が明確であること。
- ・ 以下の表にあげる基準に適合していること。

No.	特定有害物質	判定基準値	No.	特定有害物質	判定基準値
1	カドミウム又はその化合物	0.01mg/ℓ以下	15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
2	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	16	1,1,1-トリクロロエタン	1.0mg/ℓ以下
3	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
4	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	18	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
5	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	19	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
6	砒素又はその化合物	0.01mg/ℓ以下	20	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
7	ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	21	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
8	ほう素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	22	有機燐化合物	検出されないこと
9	シアン化合物	検出されないこと	23	チウラム	0.006mg/ℓ以下
10	アルキル水銀	検出されないこと	24	シマジン	0.003mg/ℓ以下
11	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	25	チオペンカルブ	0.02mg/ℓ以下
12	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	26	PCB	検出されないこと
13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	27	ダイオキシン類	251pg-TEQ/g
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	-		

2. 受入要領

1. No.1～9(必須項目)については溶出試験等を行い、分析証明書の提示をお願いいたします。

その他の項目については、汚染の可能性がある場合、分析をお願いいたします。

※検定方法は、土壌の汚染に係る環境基準(環境庁告示第46号)に基づいて下さい。

※試験結果は、2～3週間の日数を要します。

2. 建設廃棄物処理委託契約書の取交し。

3. 建設発生工事の工事概要書の提出。

4. 汚泥発生箇所(柱状図)の提出。

5. 工事箇所の位置図の提出。

5. 運搬、処理に際してマニフェスト伝票を使用すること。